

川崎市上下水道局公告第 1 0 2 号

上下水道局用地の一時貸付契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

上下水道局用地（野立て看板設置）の一時貸付け

(2) 一時貸付物件の所在地

次表のとおりです。

物件番号	所在地
4	川崎市川崎区本町 2-4
5	川崎市中原区上平間 2110

(3) 契約期間

契約日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(4) 貸付期間

次表のとおりです。

物件番号 4	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
物件番号 5	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(5) 貸付物件の指定用途

野立て看板の設置

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規

定に該当しないこと。

(2) 川崎市上下水道局契約規程(昭和41年川崎市水道局規程第28号)第2条に該当しないこと。

(3) 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の5により貸付けが認められている法人であること。

(4) 国税又は市税の未納がないこと。

(5) 入札参加申込みに必要な書類を提出すること。

(6) 本入札の趣旨、本入札説明書に定める条件及びその他法令等を遵守し、借受人自らが一時貸付物件(入札物件)に屋外看板を設置し、貸付期間中継続して、運営(広告主募集等含む)及び維持管理できる資力、能力等を有する法人であること。

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。

(8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

(10) その他法令等の規定により、川崎市(上下水道局)との間で上下水道局用地の一時貸付契約ができない者でないこと。

3 契約上の条件

借受人は、野立て看板の維持及び管理運営を貸付期間中継続的に行わなけ

ればなりません。また、これ以外の条件は、令和7年度一般競争入札による上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付けの入札説明書（以下「入札説明書」という。）によります。なお、入札説明書に違約金の要件として規定した条件に違反した場合は、契約金額の100分の30に相当する額を違約金として川崎市（上下水道局）に支払わなければなりません。

4 入札説明書及び一般競争入札参加申込書の交付

この入札に参加を希望する者は、令和7年11月12日より、川崎市上下水道局のホームページ上から、入札説明書及び一般競争入札参加申込書を取得いただけます。

5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

入札説明書によります。

6 一般競争入札参加申込方法等

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加の申込みを行わなければなりません。一般競争入札参加申込書及び5の書類は、次により直接持参し、提出してください。なお、一般競争入札参加申込書等の郵送等による提出は認めません。

（1）期間 令和7年11月17日から令和7年12月10日まで

（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

（2）場所 〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市上下水道局総務部管財課（川崎市役所南庁舎10階）

電話 044-200-3113（直通）

7 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和7年12月23日午前9

時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に6（2）の場所にて、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお、一般競争入札参加資格確認通知書において資格が「有」と認められた者には、入札保証金の納入通知書を交付します。

8 入札保証金

入札保証金は1万円とし、納付については指定の納入通知書にて令和8年1月27日までに納付しなければなりません。なお、入札保証金の返還は入札説明書に添付されている入札保証金返還請求書への記載に基づき返還されます。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格確認通知書において資格が「有」と認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- （1）この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- （2）一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札手続等

次により入札手続等を行います。

（1）入札方法

総額で行います。また、入札は入札書の持参により行うものとし、郵送等持参以外の方法による入札は認めません。

（2）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年1月28日 午後2時 入札開始

イ 場所 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市上下水道局サービス推進部会議室（川崎市役所南庁舎10階）

(3) 落札者の決定方法

入札説明書に記載する最低貸付料以上の入札価格のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。また、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

(4) 入札の無効

一般競争入札参加資格のない者が行った入札及び上下水道事業管理者が定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は無効とします。

1 1 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約締結期限

令和8年2月27日までに川崎市(上下水道局)と本件契約を締結しなければなりません。(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)

(2) 契約保証金

契約金額(貸付期間中の貸付金額の総額)の10分の1(円未満切り上げ)の額を納付することとします。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 入札保証金の帰属

落札者が、(1)の期限までに契約を締結しない場合、8の入札保証金は、川崎市(上下水道局)に帰属します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、入札説明書内に記載しています。

1 2 貸付金額の納期限等

入札説明書によります。

1 3 その他

- (1) 事情により予告なく入札の中止や内容の変更をすることがあります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) この公告に関する問い合わせ先は、6（2）に同じです。